

横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業
質問及び回答（要求水準書（案））

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書(案)		1	1	4						事業期間(予定)	本施設の計画・設計・建設期間を事業者の努力により短縮ができ供用開始を早めることが可能となった場合はその時点から20年間の管理運営を開始できると考えてもよろしいですか。	早期供用開始は想定していません。
2	要求水準書(案)		2	1	5						事業場所等	無償提供される管理棟及び汚泥ピットの、建築設備の改造、更新等は、事業者提案の範囲と理解してよろしいですか。	御理解のとおりです。
3	要求水準書(案)		2	1	5						事業場所等	本施設事業場所に既設1, 3, 4号炉およびその他設備との共通ユーティリティ設備はございますでしょうか。	消化ガス配管、消化汚泥等の供給配管等があります。詳細は、入札公告時に示します。
4	要求水準書(案)		2	1	5						事業場所等	建設時に提供いただける予定の南部汚泥資源化センター内の資材置場及び現場管理事務所用地についても無償で提供いただけるという認識で宜しいでしょうか。	資材置き場及び現場管理事務所用地は市が無償提供しますが、建設完了の際には原状回復（舗装など）して市へ引き渡して下さい。
5	要求水準書(案)		2	1	6	(1)	イ	(ア)			既存汚泥焼却炉2号炉及び関連機器類の解体業務	撤去対象外の管理棟、汚泥ピット内の既設電気設備を流用する場合、その電源の供給元（既設または本施設用新規設備等）をご教示下さい。	入札公告時に示します。
6	要求水準書(案)		2	1	6	(1)	イ	(ア)			既存汚泥焼却炉2号炉及び関連機器類の解体業務	撤去対象外の管理棟、汚泥ピット内の既設電気設備電源を本施設用新規電気設備から供給する場合、「解体撤去中」にも電源を供給する必要がある電気設備をご教示下さい。	管理棟内の排水ポンプ、攪拌機、既設1号監視装置、無停電電源装置、管理棟内の照明、空調設備及び管理棟内と汚泥ピット棟内にある消防設備関連機器です。詳細は、入札公告時に示します。
7	要求水準書(案)		3	1	6	(2)	ク				管理運営段階	選定事業者の業務範囲として、ク：燃料化物の運搬業務が含まれて降ります。燃料化物の運搬業務は、選定事業者自ら実施するものに限らず、外部への委託による実施も可能であるとの理解でよいでしょうか。	外部への委託も可能とします。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書(案)		3	1	6	(2)	ケ				管理運営段階	選定事業者の業務範囲として、ケ：燃料化物の有効利用業務が含まれて降ります。燃料化物の有効利用業務は、燃料化物を石炭代替燃料として利用を図ることまでが事業範囲であり、利用施設そのものについては含まれないとの理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
9	要求水準書(案)		6	2	1	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	解体撤去施工者が行うべき申請手続きには、解体撤去対象設備に関する廃止手続きは、含まれないと理解してよろしいですか。	御理解のとおりです。
10	要求水準書(案)		6	2	2						事前調査	事業者の行う事前調査により、事前に市から選定事業者に提示された図面等から判断できない土壌汚染が確認された場合、その土壌汚染対策費用は市の責任と費用負担にて行われるとの理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。
11	要求水準書(案)		6	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	汚泥ピット内の残汚泥の処分は本事業の対象外でよろしいですか。	残汚泥及び砂の処分は選定事業者の業務範囲内です。
12	要求水準書(案)		6	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	事前調査により想定外の費用発生が見込まれる場合においても、事業者の負担に含まれると考えて宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
13	要求水準書(案)		7	2	3	(1)					解体撤去対象施設の立地条件等	他施設等への各種配管の切回しの費用も、事業者の負担に含まれると考えて宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
14	要求水準書(案)		7	2	3	(2)	ア				施設概要	既設焼却炉の撤去については、月島機械殿以外の選定事業者が同等の精度で撤去費用を積算できる資料の提供をお願いします。内容は、①図面等の必要図書類、②機器、架台、配管、ダクト類の数量(特に重量)と材質、③撤去工事上の留意点です。	入札公告時に可能な範囲で示します。
15	要求水準書(案)		7	2	3	(2)	ア				施設概要	既設汚泥ピット内の汚泥の堆積状況についてご教示ください。	入札公告時に示します。
16	要求水準書(案)		7	2	3	(2)	ア				施設概要	シロキサン処理用として、灰バンカを再利用することは可能でしょうか？	選定事業者の責任において再利用可能です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
17	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	入札公告時に提示を予定している既設施設図面について、詳細に検討する必要があるため、閲覧ではなく貸出しを許可いただきたくお願いします。	貸出しを行うことを予定しています。
18	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	「発生が確認できる範囲」とは、アスベスト(あるいは石綿)を使用している旨が図面に明示されている範囲と判断してよろしいでしょうか。	「発生が確認できる範囲」とは、図面等にその旨明示されている範囲とともに、アスベストまたは石綿の使用が客観的に確認できる範囲とします。
19	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	PCB汚染廃電気機器等のご指定搬送先の所在地をご教示下さい。	南部汚泥資源化センター内の保管庫です。
20	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	PCB使用機器判別のため、PCB使用の可能性のある全電気機器のメーカーや型式、製造年をご教示下さい。	市が提示する資料から選定事業者が調査・確認していただき選定事業者がPCB使用の判断をして下さい。なお、PCB使用機器等の搬送先は、No.19の回答を参照して下さい。
21	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	イ				PCB汚染廃電気機器等及びアスベストを含む廃棄物	解体に伴い発生する廃電気機器について、PCBに汚染されているか否かは横浜市殿が判断し、選定事業者に指示されるものと理解でよいでしょうか。或いは、事業者が上記判断を行う場合には、電気機器のメーカー・型式・製造年によって判断することによいでしょうか。	No.20の回答を参照して下さい。
22	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	ウ				その他	事業期間中に建物に関する耐震補強工事を発注する可能性が記載されていますが、対象となる建物に2号炉管理棟及び汚泥ピットが含まれると理解してよろしいですか。その場合、発注時期は当該事業の建設期間と考えるとよろしいですか。	耐震補強工事の対象は、管理棟と汚泥ピット棟を含む可能性があります。また、耐震補強工事を発注する場合の時期は未定です。
23	要求水準書(案)		8	2	3	(2)	ウ				その他	現状で想定される範囲、時期があればご教示ください。	No.22の回答を参照して下さい。
24	要求水準書(案)		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	「撤去品のうち有価物については選定事業者が買い取り」とありますが、買取金額は提案金額にどのように反映させるのでしょうか。	現段階ではマイナス金額にて反映していただくことを想定しています。具体的には入札公告時に示す予定です。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
25	要求水準書(案)		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	有価物の判断基準をご教示ください。	事業者が処理、処分費を負担するのであれば有価物ではありません。撤去品を処理、処分する際に事業者に収入(売却)がある場合は有価物扱いとします。
26	要求水準書(案)		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	買い取る際の単価についてご教示ください。	民間事業者の提案によります。
27	要求水準書(案)		8	2	3	(4)					撤去品有価物の取り扱い	撤去品の有価物と廃棄物の区分は、事業者の提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	No25の回答を参照して下さい。
28	要求水準書(案)		9	3	3	(1)	ウ				基本的考え方	本書における大規模修繕の定義があれば、ご教示願います。	大規模修繕とは、対象施設(既設部分を含む)において、「下水道施設の改築について(平成15.6.19 国都下事第77号)」に示されている「小分類」以上の機器等の取り替えを行うものとします。
29	要求水準書(案)		9	3	3	(1)	ウ				基本的考え方	大規模修繕の定義(稼働率等)をご教示ください。弊社想定設備フローでは、5~10年に1度の頻度で部品交換を主とする定期修繕が必要となりますが、これは大規模修繕に該当しないと考えて宜しいでしょうか?	No28の回答を参照して下さい。
30	要求水準書(案)		9	3	3	(1)					基本的な考え方	事業期間中、長期修繕計画に基づいて修繕を実施いたしますが、「大規模修繕」の定義をご教示ください。	No28の回答を参照して下さい。
31	要求水準書(案)		9	3	3	(2)					燃料対象物	分離液脱水汚泥の排出時間帯を教えてください。	24時間連続排出しています。
32	要求水準書(案)		9	3	2	(4)	イ				その他留意事項	現在、周辺住民との間の協定や覚書があればご教示ください。	入札公告時に示します。
33	要求水準書(案)		9	3	3						設計に関する条件	建築物における設計条件が示されていませんが、本事業には建築物がないとの理解でよいでしょうか。	本事業には建築物を含みます。関連法令以外の設計条件は選定事業者の提案によります。
34	要求水準書(案)		10	3	3	(3)					計画年間処理量	計画年間処理量の46,500t/年について、実際の稼働においてこの処理量を下回った場合、事業者は何らかの賠償等の責任を負うのでしょうか。	事業者起因する理由で、処理量が計画値を下回った場合には、一定のペナルティを課すことを予定しています。詳しくは入札公告時に示す予定です。
35	要求水準書(案)		10	3	3	(3)					計画年間処理量	提案にあたっては、計画年間処理量を運転日数で除した値を施設の処理能力として検討することとしてよろしいでしょうか。	選定事業者の提案によりますが、P13第3の3の(12)イ(イ)にあるように施設の処理能力は、150t/日程度として下さい。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
36	要求水準書(案)		10	3	3	(3)					計画年間処理量	「計画年間処理量は46,500 t/年とする」とありますが、貴市からの供給汚泥量46,500t/年を選定事業者が処理する義務を負っているとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
37	要求水準書(案)		10	3	3	(3)					計画年間処理量	上記の場合、貴市からの供給汚泥量が、年間46,500t/年を下回った場合は、その下回った量に比例して、選定事業者の処理すべき義務汚泥量も下がるとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
38	要求水準書(案)		10	3	3	(4)	イ				消化脱水汚泥と分離液脱水汚泥の比率	脱水汚泥の比率はDS換算又はwet換算のどちらかご教示お願いいたします。	wet換算です。
39	要求水準書(案)		10	3	3	(4)	ウ				標準的な範囲の設定	ユーティリティ使用量は消化汚泥等の水分変動等によって変動し、事業コストに影響を与えますが、代表性状として表3-3-4-1におけるMin、Max、Ave、Midのどの性状にて試算すればよいでしょうか。	表3-3-4-1のデータ及び別途提示する事業契約書(案)等にて設定するサービス購入料の支払い方法等を踏まえ試算願います。
40	要求水準書(案)		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	「販売量が確認できる計量設備」とは、トラックスケールを指すものでしょうか、あるいはホップ等の重量計により販売量が管理できるもの等も含むものでしょうか、ご教示ください。	選定事業者の責任において、事業場所内にトラックスケールを設置して下さい。
41	要求水準書(案)		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	製造される燃料化物の臭気について、できるだけ抑制することとありますが、周辺環境への配慮として指標は必要と思慮いたしますが、基準となる臭気指数はございますでしょうか。	横浜市の「悪臭に関する評価方法」により算出される臭気指数を基準とします。燃料化物そのものの規制値はないので、できるだけ臭気を抑制するように配慮願います。
42	要求水準書(案)		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	販売量を確認できる計量設備を設けるとありますが、燃料化物有効利用先に計量法に基づく検定付きトラックスケールを有する場合、新たな計量設備を設けることなく、この設備を活用することは可能でしょうか。	No40の回答を参照して下さい。
43	要求水準書(案)		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	製造された燃料化物を有価物として取扱うためには、環境省通知環廃産発第050325002号に基づき「物の性状」「排出の状況」「通常の見取り形態」「取引価値の有無」「占有者の意思」を総合的に判断する必要があるとの理解でよいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
44	要求水準書(案)		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	燃料化物の発熱量に関しまして、下限はないものと考えて宜しいでしょうか？	発熱量の下限は設定していませんが、燃料化物を有価物として取り扱える発熱量は必要です。
45	要求水準書(案)		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	燃料化物からの臭気の発生はできるだけ抑制するとありますが、具体的な規制値がございましたらご教示ください。	No41の回答を参照して下さい。
46	要求水準書		11	3	3	(5)					燃料化物の製造	「本施設で製造される燃料化物は、臭気の発生をできるだけ抑制することとする。」とありますが、臭気の目安はありますでしょうか。	No41の回答を参照して下さい。
47	要求水準書(案)		11	3	3	(6)					温室効果ガスの排出量	「消化ガス利用及び消化ガス由来の電力利用なし」とありますが、補助燃料として消化ガスを一切使用せず、その分の化石燃料を使用した場合において206kg-CO2/t-汚泥以下との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
48	要求水準書(案)		11	3	3	(6)					温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出量の規制値が年間平均値として206kg-CO2/t-汚泥以下とありますが、この値の算出根拠を具体的にご教示ください。また、想定されているシステムフローがございましたら、ご教示ください。	規制値は、既設下水汚泥焼却施設の実績に基づく、脱水汚泥焼却量1tあたりの温室効果ガス排出量年間平均値を、30%削減した数値です。計算範囲は、焼却に供する電力及び都市ガスの使用に伴うCO2ならびに燃焼プロセスにて発生するN20を対象としました。消化ガス使用量分は、発熱量見合いで都市ガス換算しました。
49	要求水準書(案)		11	3	3	(7)	ア				供給の考え方	「熱に余剰分が生じた場合には選定事業者の責任と負担で処理するものとする」とあります。汚水排水温度に上限がある場合、温水供給なしでは汚水排水量が増加します。汚水排水増加による費用負担の考え方についてご教示ください。	汚水排水温度は45℃未満としますが、それに伴う汚水排水量増加分の費用負担は選定事業者によることとします。
50	要求水準書(案)		11	3	3	(7)	イ				温水熱量	汚泥及び消化ガスの供給量あるいは成分の変動等により、7,000MJ/hの温水供給が不可能になった場合の対応についてご教示ください。	市の責任区分の事由により所定の温水供給が不可能になる以外は、市の代替手段による加温熱量確保にかかる費用を負担してもらうこととなります。
51	要求水準書(案)		11	3	3	(7)					温水の供給	温水の供給にあたって、ペナルティ等を設定する予定はありますか。	No50の回答を参照して下さい。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
52	要求水準書(案)		11	3	3	(7)					温水の供給	温水供給にあたり、熱媒となる用水の管理(分析及び、処理薬品、補給水の供給を含む)は、事業者の範囲外と考えてよろしいですか。	基本的には事業者の範囲です。詳細は、入札公告時に示します。
53	要求水準書(案)		11	3	3	(7)					温水の供給	別紙1の処理フローを拝見しますと、汚泥消化の加温熱源として消化ガス発電設備の廃熱を利用されているようですが、消化ガス発電設備は今回廃止され则认为て宜しいでしょうか?	既設の消化ガス発電設備は廃止しない予定です。
54	要求水準書(案)		11	3	3	(8)					環境保全に関する法令等の遵守	騒音、振動だけでなく、排煙、悪臭、排水についても許容限度を具体的にご指示いただけませんか。	選定事業者の提案内容により各許容限度等が異なるので選定事業者において確認して下さい。
55	要求水準書(案)		11	3	3	(8)					環境保全に関する法令等の遵守	汚泥燃料化設備からの排水の水質は、汚泥消化設備からの返流水と同様に、場内排水として公共下水道の規制値から外れてよいものと考えて宜しいでしょうか?	公共下水道に排水される排水の規制基準値を遵守して下さい。
56	要求水準書(案)		12	3	3	(11)					仕様内容	本事業がPFIであることを考慮し、本施設の仕様は管理運営を行う選定事業者の責任と負担において決定可能との理解でよろしいでしょうか。	関係法令等に基づく基準、規程、規格によることを前提に可能とします。
57	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	イ	(ウ)			燃料化設備	「補助燃料：提案による」とありますが、使用する燃料の種類についても提案によると考えてよろしいのでしょうか。	御理解のとおりです。
58	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	イ	(エ)			燃料化設備	「汚泥性状又は供給量の変動においても安定的に対応可能とすること」とありますが、150t/日を超える汚泥量が供給されることはあるのでしょうか。	汚泥は選定事業者から提出された年間施設運転計画等をもとに供給するもので、計画年間処理量を処理可能ならば、1日あたりの処理量は事業者の提案となります。
59	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	ウ	(イ)			燃料化物貯留搬出設備	容量は事業者の都合で決定可能ですか。何か制約があればご教示願います。	燃料化物の搬出は、緊急時を除いて、8:30から17:00に行うことを考慮して、容量を決定して下さい。
60	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	ウ	(イ)			燃料化物貯留搬出設備	燃料化物の貯留期間及び貯留設備の容量は、事業者において自由に設定できるものと考えて宜しいでしょうか?	No59の回答を参照して下さい。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
61	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	エ				排ガス処理設備	「煙突の高さは公害防止基準に示すK値により決定すること」とありますが、最低限の高さについては検討する必要はありませんでしょうか。	公害防止基準を遵守することが担保されれば、最低限の高さ制約はありません。
62	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	エ				排ガス処理設備	白煙防止対策は不要と考えて宜しいでしょうか？	御理解のとおりです。
63	要求水準書(案)		13	3	3	(12)	エ				排ガス処理設備	「放出にあたっては、環境保全に関する法令等を遵守すること。」とありますが、Nox, Soxの規制値等、市の要求する排ガスに関するものがあれば、開示願います。	No54の回答を参照して下さい。
64	要求水準書(案)		15	3	3	(13)	イ				特殊電源設備	「特殊電源設備」とは無停電電源装置や非常用発電機が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、非常用発電機は停電時にも本施設を連続的に運転するためのものではなく、安全に立ち上げるためのものとの理解でよろしいでしょうか。	非常用発電機の用途には、消防設備の機能維持も含まれます。その他は、御理解のとおりです。
65	要求水準書(案)		16	3	3	(13)	エ	(エ)			既存システム等との取り合い	「本施設を運転する上で必要な項目」は提案者が検討すべき項目と考えますが、「他施設を運転する上で必要な項目」については御教示いただけませんか。	入札公告時に示します。
66	要求水準書(案)		15	3	3	(13)					電気設備	電気設備は、当該項目記載の事項を満足する限りにおいては、弊社基準での設計で宜しいでしょうか？	関係法令等に準拠することを前提に御理解のとおりです。
67	要求水準書(案)		17	3	3	(15)					その他設備	本施設に関する建屋の有無は、事業者の責任において判断して宜しいでしょうか？	選定事業者の責任で判断して下さい。
68	要求水準書(案)		17	3	3	(15)					その他設備	トイレや洗面所等の衛生設備については、必要に応じて別途用意することで宜しいでしょうか？	管理棟内は使用可能ですが、別途必要な場合は選定事業者にて用意して下さい。
69	要求水準書(案)		18	3	4	(4)					汚水排水	汚水排水において、温度等の水質に対する基準はあるでしょうか。ある場合はその基準値、範囲等をご教示ください。	No55の回答を参照して下さい。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
70	要求水準書(案)		18	3	4	(7)	ア				消化ガス年間平均供給予定量	提案にあたっては、消化ガス年間平均供給予定量を運転日数で除した量に相当する消化ガスが、1日あたり24時間平均して供給されるものとして検討することとしてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
71	要求水準書(案)		18	3	4	(7)	ア				消化ガス年間平均供給予定量	消化ガス年間平均供給予定量が160万Nm ³ /年とありますが、本施設の年間稼働日数が310日/年の場合、1日あたりの消化ガス利用可能量は160万Nm ³ /年÷310日/年=5161Nm ³ /日との理解でよろしいでしょうか。	No70の回答を参照して下さい。
72	要求水準書(案)		18	3	4	(7)					消化ガス	消化ガスの発熱量をご教示ください。	独立行政法人「新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)」発行の「新エネルギーガイドブック2008」等をご参照の上、別紙5のメタンガス成分から算出して下さい。
73	要求水準書(案)		18	3	4						ユーティリティ等に関する条件	各ユーティリティの取合条件(温度、圧力、流量等)を具体的にご教示ください。	入札公告時に示します。
74	要求水準書(案)		18	3	4						ユーティリティ等に関する条件	当該項目に記載なきユーティリティに関しては、事業者が準備をするということに宜しいでしょうか？	選定事業者が準備することとします。
75	要求水準書(案)		19	3	4	(7)	ウ				消化ガスに関する条件	「市は無償で選定事業者に供給するが、その義務は負わない。ただし、アで定めた年間平均供給予定量から大幅に消化ガス量に変更となる場合には、市は本事業のサービスの対価及びスキームの見直しについて選定事業者と協議を行う。」とありますが、消化ガス量の供給量が一定未満であることに伴う、補助燃料使用量等の費用負担増加に対して事業者への補償は無い、との理解で宜しいでしょうか。	消化ガス供給量に連動して、補助燃料使用量等の費用負担増加に対して負担を軽減する仕組みの導入を検討しています。
76	要求水準書(案)		19	3	4	(11)					その他副産物	搬出設備の検討にあたり考慮すべき「市が指定する搬出方法等」をご教示ください。	選定事業者の提案する処分先への輸送方法に基づき、市にて搬出方法を指定します。提案においては南部汚泥資源化センター内の道路幅員を考慮して下さい。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
77	要求水準書(案)		19	3	4	(12)					通信手段	設置すべき回線の種類(内線か外線か)、設置すべき回線の数、設置すべき回線の信号の取合いの位置をご教示ください。	入札公告時に示します。
78	要求水準書(案)		21	3	5	(2)	オ	(ア)			その他	地中構造物で想定外のものが出てきた場合には、横浜市殿が費用負担戴けると考えてよろしいですか。	御理解のとおりです。
79	要求水準書(案)		21	3	5	(2)	オ	(ア)			その他	「地中障害物等は選定事業者の責任と費用で適切に処分すること。」とありますが、図面等で判断できない埋設物が確認された場合の特定作業(調査)について貴市の協力を仰ぐ事は可能でしょうか。	可能な範囲で協力するものとします。
80	要求水準書(案)		21	3	5	(3)					ユーティリティの費用	污水排水について「市に支障がない」範囲についてご教示ください。	入札公告時に示します。
81	要求水準書(案)		21	3	5	(4)	ア				性能保証事項	燃料化物の製造量、その他副産物の発生量については、性能保証の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)における設計、建設及び管理運営の基本的考え方を、十分踏まえた提案が求められます。さらに、提案した内容は、選定事業者がその実施を保証するもので、実施されない場合にペナルティが課されます。
82	要求水準書(案)		21	3	5	(4)	ア				性能保証事項	「第3-3.(12)イ(イ)」に燃料化設備規模は150t/日程度とするとあり、「第3-3.(3)」の計画年間処理量46,500t/年からすると設備稼働日数は310日/年程度と推測されますが、性能保証事項としては年間処理量(46,500t/年)であり、設備稼働日数は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	日処理能力、稼働日数は、150t/日、310日/年を目安に、要求水準書(案)における設計、建設及び管理運営の基本的考え方を十分踏まえた範囲で選定事業者の提案によります。
83	要求水準書(案)		21	3	5	(4)	イ				性能保証事項	温室効果ガスの排出量は消化汚泥等の水分変動等によって変動しますが、代表性状として表3-3-4-1におけるMin、Max、Ave、Midのどの性状にて試算すればよいでしょうか。	温室効果ガスの排出量の規制値は、年間平均値を基準としていることに留意して試算願います。
84	要求水準書(案)		21	3	5	(4)	ウ				性能保証事項	設備稼働日数が性能保証事項でない場合、温水による熱量の供給については、設備が稼働している期間内は7,000MJ/h以上の温水を供給するとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
85	要求水準書(案)		21	3	5	(4)	エ				性能保証事項	性能保証事項は契約の範囲を規定する重要な事項であるので、環境保全に関する法令等の基準は、具体的にご指示いただけませんか。	No63の回答を参照して下さい。
86	要求水準書(案)		21	3	5	(5)	ア	(ア)			試運転	「完成した時点場合には」の表現は「完成した時点で」の誤記と考えますがよろしいですか。	誤記です。「完成した時点で」と読み替えて下さい。
87	要求水準書(案)		21	3	5	(5)	ア	(イ)			試運転	「第3-5(4)ウ」の表現は「第3-5(5)ウ」の誤記と考えますがよろしいですか。	誤記です。「第3-5(5)ウ」と読み替えて下さい。
88	要求水準書(案)		21	3	5	(5)	ア	(イ)			試運転	試運転を3カ月以上実施することとありますが、その根拠をご教示ください。	試運転期間は、本市における焼却炉の実績等を参考に、安定稼働の性能を確認する最低連続運転期間を根拠としました。
89	要求水準書(案)		21	3	5	(5)	ア	(ウ)			試運転	試運転期間中のユーティリティのうち、消化ガスについては無償支給いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
90	要求水準書(案)		21	3	5	(5)	ア	(ウ)			試運転	試運転及び性能試験に要するユーティリティのうち、消化ガスは無償提供いただけると考えて宜しいでしょうか？	No89の回答を参照して下さい。
91	要求水準書(案)		23	3	5	(5)	ウ	(キ)			性能試験	「性能試験中の燃料化物及び副産物は、選定事業者の責任において適正に利用」とありますが、廃棄物ではなく有価物として取り扱うことに問題ないと解してよろしいでしょうか。	選定事業者の責任において有効利用または処分して下さい。
92	要求水準書(案)		23	3	5	(6)					建設副産物の取扱い	試運転及び性能試験期間中に生産した、燃料化物の処分法についてご教示ください。	No91の回答を参照して下さい。
93	要求水準書(案)		24	3	6	(8)					出来高報告書	設計・建設期間中の各年度ごとの出来高についてご教示ください。	入札公告時に示します。
94	要求水準書(案)		24	3	6	(8)					出来高報告書	出来高の算定基準について、参考となる資料がございましたらご提供ください。	No93の回答を参照して下さい。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
95	要求水準書(案)		26	4	2	(1)					運転管理体制	運転管理を実施する職員の通勤用車両、メンテナンス業務用の工事車両等について、センター内の駐車場を利用させていただけると理解してよろしいでしょうか。	駐車場は場内利用可能ですが、通常の管理運営時（施設の運転時）における職員の通勤車両は有料です。但し、修繕等に伴う工事車両、工事従事者の通勤車両（施設運転に従事する車両は除く）は無償で利用が可能です。駐車料金は平成22年度実績で3,500円/月です。
96	要求水準書(案)		26	4	2	(1)					運転管理体制	本項に記載されている選任が必要な作業主任者は、事業者の提案に基づくシステムにより不要なものも含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	選定事業者の提案システムに必要な主任技術者を選任して下さい。
97	要求水準書(案)		26	4							管理運営に関する事項	事業者が維持管理を行う範囲（建物、建築設備等を含む）が明確に表現されていません。別紙3の設計・建設範囲のように維持管理の事業範囲をご明示願います。	別紙3の事業範囲内と汚泥ピット棟及び管理棟内全てとします。
98	要求水準書(案)		28	4	2	(5)					従事職員の承諾と変更	従事職員の定義をご教示ください。	要求水準書(案)に示す管理運営に従事する職員を示します。
99	要求水準書(案)		29	4	3	(3)					電気設備の保守点検業務	選定事業者が選任する電気主任技術者は、電気事業法に基づいて、選定事業者を本事業範囲内に限定した「みなし設置者」とし、選任された者が当該範囲内の責任を負うものとの理解でよろしいでしょうか。また、本施設に常時勤務する従業員の中から電気主任技術者技術者を選任することとされておりますが、電気保安法人等へ外部委託することを認めていただけないでしょうか。	選定事業者が選任する電気主任技術者の責任範囲は、御理解のとおりです。また、電気保安法人等へ外部委託は可能です。
100	要求水準書(案)		30	4	3	(5)					消化汚泥の受入業務	別紙3には「※消化汚泥等は、市第1（第一脱水機棟）と市第2（第二脱水機棟）からそれぞれ供給される。」と記載されていますが、車両による搬入はないものと考えてよろしいでしょうか。	緊急時は、車両等による消化汚泥等の搬入があるものとして下さい。
101	要求水準書(案)		31	4	3	(8)					温水供給業務	定期点検等で廃熱が発生しない場合は協議を行うとありますが、現時点で温水供給の停止はどの程度可能とお考えでしょうか？	現時点では、施設稼働日以外（仮に施設稼働日が年間310日の場合には55日間）は、温水の供給が停止すると想定しております。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
102	要求水準書(案)		31	4	3	(9)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の運搬業務は構成員又は協力会社が外部(第三者)へ委託することが可能と考えますがよろしいですか。	No7の回答を参照して下さい。
103	要求水準書(案)		31	4	3	(9)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	横浜市南部汚泥資源化センターからの燃料化物の搬出方法、搬出時間帯に関しては、特に制限が無いとの考えでよろしいでしょうか。	燃料化物の搬出は、緊急時を除いて、8:30から17:00に行うこととします。
104	要求水準書(案)		31	4	3	(9)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の積み込み、搬出作業は、その曜日・時間帯に制限はありますか。	No103の回答を参照して下さい。
105	要求水準書(案)		31	4	3	(9)					燃料化物の購入・販売及び運搬業務	燃料化物の運搬業務を実施する場合、横浜市南部汚泥資源化センター場内にはどのような車両規制がありますか。また燃料化物の車両入出庫のため場内の道幅がわかる資料をご教授ください。	入札公告時に示します。
106	要求水準書(案)		31	4	3	(10)					燃料化物の有効利用業務	「燃料化物の有効利用業務」とありますが、燃料化物の有効利用業務にあたる者は構成員又は協力会社のいずれでもよいと考えますがよろしいですか。	基本的にはお考えのとおりですが、燃料化物の有効利用業務にあたる者のうち1者は構成員として出資して下さい。(実施方針P12第2の3の(1)イを参照して下さい。)
107	要求水準書(案)		31	4	3	(11)					事業場所の清掃	施設の屋外の清掃及び管理(植栽の管理を含む)は範囲外と理解してよろしいですか。	事業場所以外の清掃、植栽は不要ですが、建設及び管理運営期間内において当該事業が原因による南部汚泥資源化センター内の汚れや植栽の枯れについては選定事業者の負担とします。
108	要求水準書(案)		31	4	3	(11)					事業場所の清掃	施設は見学者が外部から視察するだけでなく、施設内に立ち入ることを考慮したものとすべきでしょうか。	見学者の見学ルートは選定事業者の提案によります。
109	要求水準書(案)		31	4	3	(12)					副産物の引渡業務	副産物の搬出および処分は選定事業者が行うことができず、市が行うものと考えてよろしいでしょうか。	関連法令上、市が処分すべき産業廃棄物となる副産物は、市が処分を行います。選定事業者は、運搬車両等への積み込みまでを行うこととします。
110	要求水準書(案)		31	4	3	(13)					本施設見学者の対応に関する協力	見学の受付は、市が行うものと理解してよろしいですか。また、見学者の案内、説明は市が主体で行うと理解してよろしいですか。	見学者の受付は、市が行いますが、選定事業者が提案する見学ルート内における案内及び説明は、選定事業者に行っていただきます。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
111	要求水準書(案)		31	4	3	(13)	イ				本施設見学者の対応に関する協力	管理運営期間中に作成すべきパンフレットの部数、設置すべきパネルの枚数についてご教示ください。	パンフレットの枚数は、年間1,000枚程度とします。パネルの枚数は、選定事業者の提案によります。
112	要求水準書(案)		31	4	3	(13)	エ				本施設見学者の対応に関する協力	説明に必要となるパンフレット作成の部数によって必要額が大きく異なることから、必要部数を具体的にご教示ください。	No111の回答を参照して下さい。
113	要求水準書(案)		31	4	3	(13)					本施設見学者の対応に関する協力	管理運営期間中に対応すべき年間の見学者の人数および日数について目安をご教示ください。	平成19～21年度実績で年間約30組、約500人の見学者が南部汚泥資源化センターを訪れています。
114	要求水準書(案)		32	4	3	(15)					防災及び防犯業務	センター全体として、警備会社等と契約して機械警備を実施していますか。	実施していません。
115	要求水準書(案)		36	4	5	(1)	カ				汚水排水に関する事項	別紙3より生活排水については排水量の把握を行わないものと考えてよろしいでしょうか。	上水使用量で把握します。
116	要求水準書(案)		37	4	5	(1)	ケ				環境項目に関する事項	排ガス中のNO _x 、排水中のCOD以外に連続測定すべき事項があればご教示ください。	入札公告時に示します。
117	要求水準書(案)		38	4	6	(1)					ユーティリティ等	要求水準記載の各単価の決定方法の解釈は、SPCの責任以外の事象で料金が増加した場合（他の設備トラブルによりデマンドオーバーが発生して電気料金が増加した場合など）であっても、SPCの支払い料金へ反映されるということですか。	SPCの責任以外の事象で料金が増加した場合（他の設備トラブルによりデマンドオーバーが発生して電気料金が増加した場合など）の増加料金分は、SPCの支払い料金に反映されないように、単価算定式から外すことなどを想定しています。具体的な算定式は、入札公告時に示します。
118	要求水準書(案)		38	4	6	(1)					ユーティリティ等	本事業以外の施設負荷増大に伴い、契約電力増となった際の単価上昇分や違約金は、事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	No117の回答を参照して下さい。
119	要求水準書(案)		38	4	6	(2)					本施設の修繕等の施設設備において得られる副産物の扱い	副産物(修繕対象設備の被交換品、付着物等)の処理について、選定事業者の責任と負担で適正処分することとなっておりますが、P39-4-6-(1)の副産物の扱い(横浜市殿が処分、費用負担は事業者)と異なるため、P38-4-6-(2)とP39-4-6-(1)の副産物は別物と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。P39-4-6-(2)の副産物は、修繕業務に含まれる修繕等によって得られる副産物の処分であり、P38-4-6-(1)の副産物は、通常の運転によって得られる市の責任で処分すべき副産物を指します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
120	要求水準書(案)		39	4	6	(5)	ア				契約期間終了時の取り扱い	事業終了後の修繕において、機器や材料の劣化による修繕費の増大は大規模修繕や不可抗力以外の不測の更新・修繕等にはあたらないと考えますが、よろしいでしょうか。	大規模修繕は、対象施設（既設部分を含む）において、「下水道施設の改築について（平成15.6.19 国都下事第77号）」に示されている「小分類」以上の機器等の取り替えを行うものとします。なお、修繕費の増加分については、選定事業者の負担とします。
121	要求水準書(案)		39	4	6	(5)	ア				契約期間終了時の取扱い	事業終了後は、SPCが解散しているため不測の修繕等の負担は困難です。「事業終了後1年以内は修繕等を要することのない状態」とありますが、その判断は事業期間内に行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業期間内に市の検査を実施して判断します。
122	要求水準書(案)		39	4	6	(5)	ア				契約期間終了時の取扱い	「…事業終了後1年以内は大規模修繕、不可抗力以外の不測の更新・修繕を要することがない状態…」とありますが、これは事業終了時の1年前に選定事業者から設備の劣化等の状況等を報告する時点（本事業期間内）において、横浜市殿が確認・判断されるものとの理解でよいでしょうか。	No121の回答を参照して下さい。
123	要求水準書(案)		41	5	2	(1)					設計・建設期間に加入する保険	市にて本事業・本施設に対し付保する予定の保険について、具体的な内容も含めご教示お願いいたします。（事業者提案との重複を避けより効率的な保険設計とするため質問するものです。）例 火災保険、第三者賠償など	市が本事業・本施設に付保する予定の保険はありません。
124	要求水準書(案)		41	5	2						保険に関する事項	設計・建設に関しては、保険の名称に関わらず、建設工事保険と火災保険の内容をカバーするもので足りるとの理解でよろしいでしょうか。（組立保険での対応を考えております。）	内容が同じであれば、保険の名称等を限定するものではありません。
125	要求水準書(案)	3	52								設計・建設範囲	管理運営期間における、管理棟及び汚泥ピットで使用した電力（照明含む）・上水等の料金について、管理棟には、他施設と共用の設備が設置されているため事業者が全てを負担することは適切でないと考えます。負担の範囲をご提示願います。	管理運営期間における管理棟及び汚泥ピット棟で他施設と共用で使用する機器については、市が負担します。

番号	書類名	別	頁	第	章	節	号	大	中	小	項目名	質問の内容	回答
126	要求水準書(案)	3	52								設計・建設範囲	既設汚泥焼却炉1号炉及び3号炉用高圧受変電設備からの電源供給場所がわかる配置図をご支給いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
127	要求水準書(案)	3	52								設計・建設範囲	既設汚泥焼却炉1号炉及び3号炉用高圧受変電設備からの本施設用高圧受変電設備に至る高圧ケーブルの配線経路がわかる図面をご支給いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
128	要求水準書(案)	3	52								設計・建設範囲	既設汚泥焼却炉1号炉及び3号炉用高圧受変電設備の改造要否がわかる回路図と配電盤内部器具配置図をご支給いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
129	要求水準書(案)	3	52								設計・建設範囲	本施設用に設置する電力量計によるデマンド監視は必要でしょうか。	必要と考えていますので設置して下さい。
130	要求水準書(案)	4	54								ユーティリティ等の条件	処理水とろ過水の二種類の雑用水が使用可能ですが、購入単価はどちらも10円/m ³ との理解でよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。なお、処理水の利用を優先して下さい。
131	要求水準書(案)	5	55								消化ガスの成分実績	別紙5に消化ガスの組成の実績が記載されていますが、発熱量も合わせてご教示ください。	No72の回答を参照して下さい。
132	要求水準書(案)	6	56								温室効果ガス排出量算出方法	燃料ごとの排出係数が記載されておりますが、燃料化物の輸送に伴う温室効果ガス排出量算出方法についてもご教示ください。	入札公告時に示します。